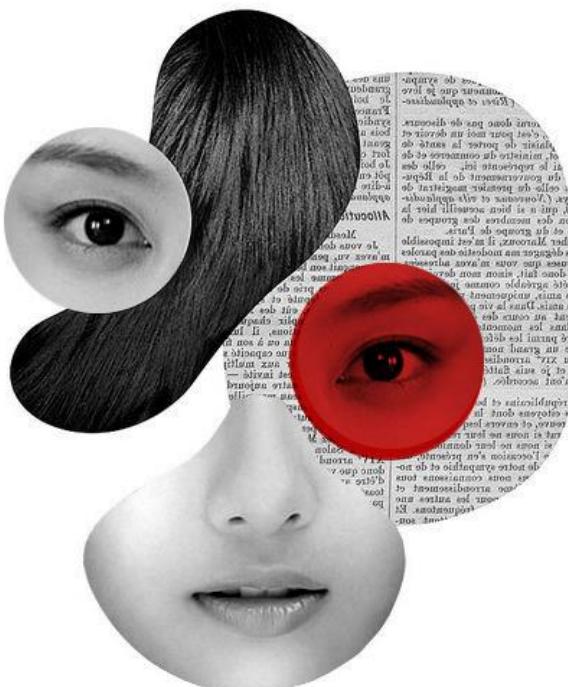




**PSI 第 30 回世界大会 (WC) で決定
2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日
スイス、ジュネーブ**

世界大会で採択された決議

第 3 卷



**世界大会で
採択された決議**

注: 2017 年世界大会での決定は 3 卷に掲載される。

第 1 卷 第一号決議の行動プログラム

第 2 卷 第二号決議の PSI 規約

第 3 卷 世界大会で採択された決議

「生まれたときから、肌の色や育ち、
宗教で他人を憎む人などいない。

人は憎むことを学ぶのだ。

もし憎しみを学べるのなら、

愛を教えることもできる。

愛は、憎しみに比べ、

より自然に人間の心にとどく」

- ネルソン・マンデラ、自由への長い道

国際公務労連

2017



Public Services International
Internationale des Services Publics
Internacional de Servicios Públicos
Internationale der Öffentlichen Dienste
Internationell Facklig Organisation för Offentliga Tjänster
国際公務労連

2017年 PSI 世界大会

第3巻: 世界大会で採択された決議

注: 世界大会で採択されなかった決議はこの文書の最後の付録に掲載されている。

目次

第 4 号決議：不安定な民主的ガバナンス	5
第 6 号決議：労働組合員の増加を通じた、より良い世界の実現	5
第 9 号決議：月経中の人々の平等：教育、勤労生活、社会生活を誰もが平等に利用できるようにするための施策	6
第 10 号決議：移民との連帯表明および非法入国者保護運動	7
第 11 号決議：他の世界連盟組織におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、インターフェックス (LGBTQI) 労働組合政策の推進	8
第 13 号統合決議：国際公務員の支援（前第 13、14、15 号決議案を統合）	8
第 16 号決議：不安定労働	10
第 17 号統合決議：日本の公務員と韓国の消防職員の労働基本権を強く要請する（前第 17 号と第 19 号決議を統合）	11
第 20 号決議：PoA の実施と PLN インドネシアにおける団体交渉	11
第 21 号決議：カンボジア独立公務員組合 (CICA) の公認	12
第 22 号決議：精神傷害のある労働者に対する支援	12
第 23 号決議：生活賃金	12
第 25 号決議：労働組合権の侵害	13
第 26 号決議：ディーセントワーク	13
第 27 号決議：連帯	14
第 28 号決議：ブラジルの司法労働者労働組合幹部に対する嫌がらせを断固拒否	15
第 29 号決議：ブラジルの司法労働者のための年次賃金レビューの憲法違反	15
第 30 号決議：社会保障に関するグローバルアクション	16
第 31 号決議：アジア開発銀行 (ADB)、アジアインフラ投資銀行 (AIIB)、その他 AP 地域の多国間機関との重要な関与	16
第 32 号決議：タックスヘイブン	17
第 33 号決議：万人のための国際貿易発展と移民労働者への責任転嫁根絶	17

第 35 号決議：雇用の変遷	18
第 36 号決議：ヘッジファンドとプライベートエクイティファーム	19
第 37 号統合決議：公共サービスと公共サービス労働者の拡充で 災害に強い社会づくり（前第 37 号と第 38 号決議案を統合）	20
第 41 号決議：保健部門における職場の安全	20
第 42 号決議：地域・地方政府（自治体）の財政的な持続可能性	21
第 43 号決議：エネルギー	22
第 44 号決議：オーストラリアにおける職業教育訓練と 電気技師実習生の保護	23
第 45 号決議：西地中海地域の公共サービス労働組合ネットワークの形成	23
第 46 号決議：MENA 地域	24
第 47 号決議：韓国国民のろうそく集会を基盤に	25
第 50 号決議：市民に質の高い公共サービスを提供する 独立パレスチナ国家	26
第 52 号決議：2015 年反テロリズム法	27
第 53 号決議：コロンビアの平和を求める	28
第 55 号決議：加盟費	29
緊急決議	30
第 1 号緊急決議：過渡的措置	30
第 2 号緊急決議：戦争ではなく外交こそが進むべき道であることを PSI が立ち上がり訴える時である	30
第 3 号緊急決議：サンティアゴ・マルドナドと彼の家族に正義を	31
第 4 号緊急決議：ラミ・オズゲン氏（トルコ）	32
第 5 号緊急決議：テメル大統領を糾弾	32
第 6 号緊急決議：エジプトにおける労働組合権	32
第 7 号緊急決議：ナイジェリアにおける公共部門労働者の給与不払い	33
付録	34
2018 年世界執行委員会に付託される決議案	34
PSI 行動プログラムに組み込むために取り下げられた決議案	34
提出者によって取り下げられた決議案と修正案	34

第4号決議：不安定な民主的ガバナンス

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

米国のドナルド・トランプ大統領が短期間で世界に大きな混乱と不安定を招き、長年に渡る法の支配の尊重、人権規範・基準の進歩的な枠組みの堅持、民主国家間の外交放棄と連帶に劇的な転換をもたらしたことを遺憾に思い、

2016年のイギリスEU離脱国民投票と米国大統領選挙は、経済回復の恩恵を受けなかつたと感じて当然の労働者層および中産階級家庭が政治的な変動を求めて投じた、現状維持と支配者層への反対票であり、我々が新たな現実に直面する経済、社会、地政学的時代に突入したことを理解し、

高まる不平等と産業空洞化が社会に大損失をもたらし、フランス、ドイツ、ハンガリー、ブラジル、アルゼンチン、韓国、フィリピン、トルコ、イタリア、米国などを中心に怒りと不満が政治の右翼化を導いたことを理解し、

「America First（アメリカ第一）」や、「Ons Nederland（わがオランダ）」、「Brasil, ame-o ou deixa-o!（ブラジル、愛国か出でていくか！）」、「Asyl braucht Grenzen!（難民庇護に境界を）」、「On est chez nous（我々は自分の家にいるのだ！）」といった言い回しは、ナショナリズムが世界で共鳴し、束縛なく表明されたことの現れであり、一国の経済を壁で保護し、敵を潰すことを狙った国の私利私欲を反映していることに留意し、

独裁主義的政治家がメディアを敵として糾弾し、報道の自由、言論の自由、結社の自由を脅かしていることを非難し、

国際公務労連（PSI）と加盟組合が世界各地の極右主義者が進める独裁主義とナショナリズムの危険なレトリックを阻止する存在として、従来の進歩的な価値観の破壊に抵抗することを決意し、

公共部門の労働組合運動を破壊すべく展開される力と戦うために、リソースと技術援助を加盟組合に提供することを PSI に求め、

PSI がグローバルユニオン評議会でリーダーシップを発揮し、市民社会組織と連携して、権利と自由を守る抵抗運動に従事し、民主主義を守るために共に立ち上がることを決議する。

第6号決議：労働組合員の増加を通じた、より良い世界の実現

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

21世紀、国際社会は大きな課題に直面している。世界人口は増加し、グローバル化とデジタル化による人口動態が急激に変化している。情報と知識の拡大により、より多くの答えが得られるようになり、病気がなくなり、新たな解決策が適用され、これまでにないほどの人口移動が生じていることに留意する。

こうした変化により、働く現場にも新たな課題が生まれる。歴史的には、強力な民主主義と市民の福祉を支援するプログラムを有する国々には、強力な労働組合が存在し、人間らしい労働条件の確保に貢献してきた。労働組合運動は、国民国家と民主主義の発展の重要な柱であり、福祉国家の発展を先導してきた。

しかし、2017年は失業率が高く、持てる者と持たざる者の社会経済的格差が拡大したにもかかわらず、世界で労働組合が減少している。さらに、民間部門と公共部門の両方で、依然として大きな男女賃金格差がみられ、さらに職場間でも大きな差がある。

失業の増加と国民と国家の乖離が悪化する今、PSIは労働組合組織化の拡大に力を入れていかなければならぬ。多くの国では公共部門が困難に直面している。強大な権力が、経済自由化や現行法の改定を通じて公共部門に正当に認められる力を弱め、削減、民営化、競争を通じて公共社会政策の土台を蝕んでいる。

長期的には、民主主義と福祉の衰退につながり、PSIは、公共部門に携わる労働者の世界的な労働組合運動として、こうした社会傾向が生じる場で対抗勢力となることを約束する。労働組合組織化が進むと組合の力は増し、格差が拡大する傾向に対する抵抗をリードすることができる。

PSIは世界の労働組合運動と共に、

格差の是正と福祉の拡大、万人への自由確保に必要となる人間らしい世界的雇用の実現に、責任をもって取り組む。

PSIはまた、使用者と各国の当局に参加を求め、集団的な責任を果たしてもらうよう要請する。また、今後生じる数多くの課題と機会に備え、民主的な発展を進める前提条件となる万人のディーセンターワークを誓うよう要請する。

PSIはまた、加盟組織に対し、労働組合が民主主義の課題に取り組むにあたり、存在感を發揮していくよう求める。そして、福祉的な観点から、将来の労働者と世代にとって、さらに安全で先の見える世の中を生み出すための取り組みを進めるよう呼びかける。そして、

PSI加盟組合に対し、組織全体で組織化委員会の設置、維持、監視を行い、組合密度を高め、組合権と代表権をより多くの労働者に拡大するための目標を設定するよう求める。この取り組みを促すために、PSIはベストプラクティスやテクニック、成功体験を交換するためのオンライン組織化ネットワークを作る。組織化ネットワークの目的は、戦術的な知識基盤を提供することにある。

第9号決議：月経中の人々の平等：教育、勤労生活、社会生活を誰もが平等に利用できるようにするための施策

**2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

世界では月経中の人々が1日8億人に上るにもかかわらず、誰も口にせず、知識を広めないなど、偏見の多いタブーな領域とされることが多いこと、辱め、そして知識の欠如は、古い慣習が存続し、知識や学校、地域社会への参加など、人権の全面的な享受を妨げていることに留意する。行政とその職員、および労働組合は、このメッセージを伝える重要な任務を負っている。

月経は、人々が学校教育を受けることができず、学校を早期に辞める理由の一部であり、このことが、勤労生活を不利なものにしている。これには、月絏を知られることを恥じる、月経中の人々が場合によっては「不潔」と捉えられている、月経中の人々は教育や労働への参加が禁じられるといった問題から、衛生設備の利用の問題まで、さまざまなものがある。さらにこうした要因に貧困が加わると、その排除的傾向がさらに悪化する。排除を生む3つの要因は、無知、つまり月経と健康に対する無知であるが、偏見と抑圧を助長する無知もある。

既存の研究は、月経が勤労生活と人々にどのような影響を与えるかという観点で補完が必要である。既存のデータは、私たちが関わることのない繊維産業からのデータであることが多いが、一部の国では、月経中の人々の半数以上が、1か月あたり1～2日欠勤を余儀なくされているという報告がある（データによっては、その数字が96%と非常に高い場所もある）。理由は学校の欠席を余儀なくされる場合と主に同じであると仮定できる。つまりプライバシーが確保された安心できる衛生設備の欠如、恥、月経中であることを知られる恐怖、月経痛その他の身体的症状が挙げられる。

PSIが関わる職場においては、月経に関連する欠勤やその他問題の発生状況は全体的にわかつてないが、他の労働市場と大きくかけはなれた状況だと考える理由はない。これはつまり、職場と一般社会に対する大きな損失を意味する。とりわけ、欠勤しなければならない人々の経済状況にとって大きな損失であると言える。経済的負担は、すでに家計が最も苦しい人々に影響を与える。したがって、月経が勤労生活に影響を及ぼすこと、そして、これが確実に労働組合の問題であることは疑いがない。よって、労働組合としての私たちの義務は、この問題を調査し、自分の部門において問題の存在を確認し、その解決のためにエネルギーを注ぐことにある。

PSI加盟組合のメンバーは、この文脈において2つの役割を有する。まず、勤労生活における男女平等の機会向上を達成することがある。これはつまり、メンバー自身の労働状況を改善することである。しかし公共部門の職員は、社会に周知を図り、変化を促すという重要な役割も有する。月経、男女平等、性と生殖に関する権利に関する問題については、例えば医療、教育、ソーシャルワークに携わるPSI加盟組合のメンバーが、周知を図り、社会の考え方を変えることができる。だが、労働組合メンバーとしても、職務上の役割においても、PSI加盟組合のメンバーは、当局や他の機関が下す決定に影響力を行使する機会があることが多い。こうした決定は、生理用品の利用から公共施設におけるトイレ、衛生設備のデザインまで多くのことが関わっている。

次期大会期間は、勤労生活、ならびに労働者が勤労生活に参加できるかどうかに月経がどのような影響を与えるかを調査する。これは例えば、労働環境や職場におけるトイレや衛生設備の利用を指すが、恥の感覚や周囲の態度など、月経中の人々が勤労生活において排除または妨害を受けているということを示唆する他の要因もある。調査は、月経を理由に誰かが教育、労働、社会生活から除外されることを防ぎ、やめさせるために、PSIと加盟組合が講じられる具体的な措置を提案するものでなければならない。

第10号決議：移民との連帯表明および非合法入国者保護運動

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

暴力、戦争、貧困、気候変動、抑圧はすべて人の移動の原因であり、

誰として非合法ではなく、連帯に境界はない、

そのため、世界大会は

国際公務労連は、在留資格が不安定な住民でも、すべての居住者が、恐怖を感じることなく基本的な公共サービスが利用できるようにすることを、加盟組合があらゆるレベルの政府に訴えることを勧め、支援することを決議する。このサービスには、医療、公教育、労働者の補償、社会正義、地域社会サービスなどが含まれる。

さらに、PSIは、在留資格にかかわらず、すべての住民を保護し提供する政策を採用した自治体を、非合法入国者を保護する都市として確立する動きを支援することを決議する。

さらにPSIは、現地加盟組合が労働者、とくに移民コミュニティを支援する労働者に、攻撃的または違法な法執行方策から家族とコミュニティを守るために身近で利用できるリソースを教えるため、その情報源になるウェブベースの資料を提供することを決議する。

最後に、PSIが加盟組合と共に、人道的で寛大な難民保護政策、ならびに国際および国家レベルの両方ですべての難民が居住権と市民権獲得できる道筋を定めることを求めてロビー活動を行うことを決議する。

第11号決議：他の世界連盟組織におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、インターフェックス（LGBTQI）労働組合政策の推進

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

次のことを認識する：

- PSIは教育インターナショナルと共に、LGBTQIの権利向上に努め、加盟組合に性的指向やジェンダー・アイデンティティを理由とする差別との戦いに挑ませ、メンバーにこの問題を取り組んでもらうという伝統を培ってきた。
- 最近では国際レズビアン、ゲイ協会（ILGA）が年次報告書を発表し、その中で、2016年は世界の75カ国が同性愛を犯罪とみなし、そのうち13カ国が死刑で取り締まりを行ったことを示した。
- 正確な数字は発表されていないが、多くの国では、トランスジェンダーおよびインターフェックスの人々の状況を認識する法律が不十分である。
- LGBTQIを保護する反差別的な法律と政策を導入してきた国でも、社会からの排除、嫌がらせ、いじめ、不当解雇その他LGBTQI嫌悪に基づく事件が定期的に発生している。
- 労働組合は、どのような理由があっても労働市場で人々を守り、職場で差別から守る役割を担うという原則は、依然として有効である。

教育インターナショナルとの協働を継続して、他のグローバルユニオン・フェデレーション（GUF）に、LGBTQI差別との戦いを政策に盛り込んでもらうことを決議する。

さらに、LGBTQIの権利擁護に積極的に取り組む組合員が構成する共同のGUF全体の国際作業グループ設置を提案、促進し、行動や活動のアイデア創出と、そして、GUFスタッフの支援のためにEI/PSI LGBTフォーラムの経験がこの活動にインプットできる点に注意し訴える。

第13号統合決議：国際公務員の支援（前第13、14、15号決議案を統合）

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

国際公務員が世界のガバナンスに重要な存在であることに留意する。国際公務員は、人権の推進、民主主義の赤字の克服、持続可能な開発の達成などに欠かせない独特の存在である。国連職員は、世界で最も危険な赴任地で職務を遂行するにあたり、脅迫や攻撃を受け、疾病に晒され、命すら犠牲にしてきた。

さらに、国際公務員は、配置の選択、移動性、家族の安全、渡航、安全などキャリアに影響を与える雇用条件について、世界各地の公務員全員が抱える懸念の多くを共有していることに留意する。しかし、世界人権宣言、ならびにILO第87号、98号、151号、154号条約で謳われる基本的原則すべてが、国連または欧州の国際機関内から世界的に欠落している。

国連国際職員組合・連盟調整委員会（CCISUA：UN Coordinating Committee for International Staff Unions and Associations）が2017年6月8日の第32回CCISUA総会で国連内の公式団体交渉メカニズムに関する決議を採択したことに留意する。

国際公務員に影響を及ぼす重要課題のいくつかには次のものがあることを注視する。

1. ニューヨークの国連本部職員は、国連総会の命令と国連予算の削減に応える形で、現在国連の改革と再編の最前線に立たされている。国連本部職員は、契約上の地位、手当、外部委託で生じる失業など、拡大する不安を抱えながら、少ない財源の中より多くの業務を要求されている。

2. 国連システム全体に真の団体交渉メカニズムが存在しないことにより、賃下げ、労働条件の低下、結社の自由を制限する試みなど、全分野および国連本部職員の労働条件と雇用に複数の悪影響が生じている。
3. さらに、EULEXをはじめ他のEUミッションに携わる職員は、5,000人以上が配置されているが、職員の雇用および法的状況は理想とは程遠い。契約では常に短期間（最大1年）の任務が連続し、その期間は長くて20年に及ぶこともある。民間の疾病保険を除き、年金受給権や失業手当もない。

だが最も深刻な問題は、異論の多い問題を扱う場合である。職員は使用者として誰が責任を有するのか、どの法廷の管轄なのか、どの法律を適用するのかを知らないため、使用者の決定に異議を唱えることがほぼ不可能である。

契約では法的救済を想定していないため、結果として現地職員は、裁判所を利用することができなくなっている。ミッションは当該国または欧州司法裁判所で訴えられないよう免責を認められており、EU加盟国の裁判所の力が及ばないのが現状である。

EULEXをはじめ他のEUミッションの職員の多くが組合連合のメンバーであるにもかかわらず、EUは常に認識を拒み、組合連合と労働条件を議論することを拒否してきた。

4. 国際組織の多くで管理慣行が深刻に悪化し、職員代表や組合役員に対して任意の決定がなされるようになった。例えば、2014年以降は、少なくとも4人の労働組合員が不正を報告したことで欧州特許庁（EPO）と世界知的所有権機関（WIPO）から解雇されている。さらに、国連機関および他の国際組織60団体における内部訴訟を管轄する司法機関であるILO行政裁判所（ILOAT）も、適切な法的救済に必要な基本的規定を持たない。具体的には、職員が不足しているため、訴訟が未解決となり、上訴手続きも提供されていない。

こうした劣悪な労働条件と、基本的人権および労働権の否定が国際公務員に与える悪影響を非難する。

国連機関、EU、その他国際組織におけるこうした不備と不適切な管理が、国連の業務と、目的や命令の遂行能力に悪影響を与え、世界の市民と加盟国との間で不信感が募らせるなどを非難する。

ニューヨーク、ジュネーブ、そして世界各地の国連組織、ならびにEULEXその他EUミッションおよびEU機関、その他国際組織、地域国際組織、国家間組織の職員とそのコンサルタント、インターン、ボランティア、そして、危険を伴う戦地、平和維持活動、自然災害発生地、感染症蔓延地、法の支配に関わる現場で勤務し、命を危険に晒すすべての人々と連帯することを決議する。

正式な団体交渉メカニズムの有効な認識と実施を実現し、以下の原則を追求する目的のもと、国連の連合団体CCISUA、FICSAとその他国連職員組合、連盟と話し合いを始めるのを国連事務総長に訴える。

1. 国連および国連共通制度の専門機関すべてにおいて、基本的人権と労働組合権を尊重すること。
2. 労働条件と雇用に関する国際公務の価値、とくにその独立性を守り、向上を図ること。これには安心、安全、雇用の安定、キャリア開発も含まれる。
3. 公平性、透明性、誠実性を基盤とした効果的な社会対話プロセスを確立させること。

EUに対し、EULEXとその他EUミッションと職員の保護を大きく改善させるよう訴える。その方法として、具体的には、次のことを行う。

1. 現地および国際レベルの両方で、EU の価値と原則に沿い、基本的人権規約を尊重する雇用条件と法的枠組みが職員に確保されるよう、当該機関と加盟国に訴える。
2. 労働その他の問題を解決するために、効果的な司法および救済の仕組みを無料かつスピーディに利用できるよう保証する。
3. 職員連合が、EU 労働者の利益を守る最大の代表組織であることを認識する。

よって、ILOに対し、ILOAT メカニズムを強化することを目的とした以下の措置を通じて、国際公務員全員、とくに組合代表と告発者の保護を緊急かつ実質的に向上させることを求める。

1. ILOAT には、大量の業務をこなすことができるよう、十分な人材と財源を提供しなければならない。
2. (i)上訴手続きを規定し、(ii)とくに解雇など個人に深刻な影響を及ぼす決定は、直ちに見直し、禁止命令的な法律文書を通じて差し止めることができるようにして、(iii)基本的権利、ILO 条約、国連条約（とくに市民的及び政治的権利に関する国際規約および国連腐敗防止条約）の適用を、ILOAT 内の手続きを通じて保証、取り締まりをするため、ILOAT の手続き的な規則を修正する。

加盟組合に、ニューヨークとジュネーブの自国の国連常駐代表と大使館に、EU の前で、国際公務員の権利のために PSI の連帯を伝えるよう訴える。

第 16 号決議：不安定労働

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

不安定労働は、職の保証がないこと、不定期な労働時間、低賃金、雇用手当がほぼ利用できないことなどの特徴があり、

世界中で不安定労働が増え、正規雇用に代わって未来を保証しない雇用が増えており、

不安定労働に従事する労働者は、社会全体に存在するが、特に女性、少数人種や少数民族、移民、先住民、障がい者、高齢者、若者に多く、

不安定労働は賃金不平等の主な要因であり、社会のあらゆる側面に悪影響を及ぼす、

そのため、世界大会で、

PSI は、良い雇用と生活賃金を求めるキャンペーンを引き続き支援し、参加することを決議する。

さらに、PSI が加盟組合と共に、不安定労働の発生を減らし、すべての労働者を保護する交渉戦略を策定することを決議する。

最後に、PSI は加盟組合が自国政府をロビーし、不安定雇用にある労働者にフルタイム労働者と同じ権利と保護を提供する団体交渉と雇用基準法の改革を求める取り組みを、PSI が推進し、支援することを決議する。

第17号統合決議：日本の公務員と韓国の消防職員の労働基本権を強く要請する（前第17号と第19号決議を統合）

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

日本においては、ILO 結社の自由委員会からの 10 回にわたる勧告にもかかわらず、公務員には労働基本権が付与されておらず、消防職員にいたっては団結権さえ禁止されている状況が続いていることを認識し、

韓国においても、3 回にわたり ILO 結社の自由委員会が韓国政府に対して消防職員の団結権を保証するよう勧告していることを認識し、

日本および韓国の政府が ILO からの勧告を真摯に受け止め、早急に日本の公務員に労働基本権を、日韓の消防職員に対しては少なくとも団結権を付与することを強く要請し、必要なフォローアップと行動をする。

第20号決議：PoA の実施と PLN インドネシアにおける団体交渉

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

インドネシア国営電力公社労働組合（SP-PPLN）が結社の自由と団体交渉権行使するうえで、継続的に問題に直面していることに留意する。

国営電力公社（PLN）の経営側は、法的に認識された労働者組織との団体交渉を拒否していることを懸念する。

SP-PPLN に対する経営側のこうした行動は、組合が積極的に民営化反対キャンペーンを展開し、過去 18 年間で多くの勝利をあげてきたことへの反撃であることに留意する。

PLN 経営者が SP-PPLN に対して、組合としての独立した機能を削減し、自由に結社し、団体交渉し、通常の組合活動を実施することを制限する組合つぶしを繰り返していることを非難する。

SP-PPLN のメンバーが結社の自由と団体交渉権を全面的に行使できるようにするために続けてきた法廷での戦いが、SP-PPLN のすでに逼迫した財源を枯渇させ、組合費の財源を圧迫していることを懸念する。

ILO 第 87 号、98 号条約を批准したインドネシア政府に対し、労働者が結社の自由と団体交渉権を全面的に行使する義務を守り、尊重することを求める。

あらゆる形態の組合つぶしと、SP-PPLN のオフィサーとメンバーに対する嫌がらせを直ちに止めるよう要求する。

PSI と加盟組合に、この問題を国際労働機関と共に追求し、適切な是正措置を講じ、組合が力を発揮できる自由な環境において組合の積極的な機能を促すことを要請する。

第21号決議：カンボジア独立公務員組合（CICA）の公認

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

カンボジア独立公務員組合（CICA）は、地元ネットワークと協力し、カンボジアにおける草の根レベルの公務職員の生活の質、人権、労働組合権、自由を高めるため、彼らを集団的に代弁する存在として機能していることに留意する。

CICAが職場において公認されていないことから、カンボジア政府の差別を受けていることを懸念し、留意する。組合のメンバーと役員は、民法による制限を受けている。新たな労働組合法では、公務員、教員、その他の部類の労働者による組合結成が認められていない。登録および財務報告の義務も厳しく、国際基準に合致していない。

カンボジアにおける労働組合への制限について世界的な注目を促すよう世界的機関に圧力をかけることを、PSIと加盟組合に訴える。

公務員と教員の組合結成を盛り込む適切な規定を策定すること、彼らが機能し労働者を代表する権利を行使できるよう公式に認識することをカンボジア政府に求める。

第22号決議：精神傷害のある労働者に対する支援

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

職場におけるトラウマの影響は広範囲に及び、労働者の精神衛生において永続的なものであり、

緊急事態におけるファーストレスポンダー、ヘルスケアワーカー、刑務官、その他職種の労働者は、定期的に精神的な痛手となるできごとを体験しており、

職場における特定の出来事に関して、兆候と診断を関連付けることが難しい場合があり、

心的外傷後ストレス障害（PTSD）とその他精神傷害は、薬物やアルコールへの依存、慢性痛、過度の緊張または身体的疾患、自傷、死に対する過度の恐怖、脅迫感、性格の変化、自己破壊行為といった長期的な作用をもたらす可能性があり、

一度診断が下ると、適切なサポートが得られるため、PTSDは治療可能であることから、

世界大会で、

PSIは加盟組合と共に、PTSDを労災と認めるよう政府をロビーし、ファーストレスポンダー、ヘルスケアワーカー、刑務官にPTSDと職場での出来事の因果関係を証明する必要なく補償が提供されるよう、あらゆるレベルで立法者をロビーすることを決議する。

第23号決議：生活賃金

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

第18回 ILO米州地域会議で採択されたリマ宣言は、

- 同地域に重大な不平等が存在することを認識していることから、
- 最低賃金政策の推進を働きかける。

ガイアナ公務労組（GPSU）は、2016年6月以降、ガイアナ政府（GOG）と長期に渡って賃金、給与、手当の交渉を続けてきたが、

2018年までにすべての公務員に生活賃金を達成するGPSUの提案を認識し、

GOGは賃金表の最低レベルを10%、最高レベルを1%引き上げることを最終案として宣言したことに留意し、

その結果、GPSUは労働省に調停を求める意見書を作成したが、

GOGは、交渉が暗礁に乗り上げたわけではないと言明したことを見識し、

その結果、GPSUはGOGに交渉再開を求めたが、

交渉を再開する動きはないことに注意し、

GOGに対し、GPSUと結んだ法的拘束力を持つ「紛争回避と処理のための労働協約」のもとでの義務を履行してILO第98号および151号条約を守り、交渉を再開することを求める。

PSI書記長に対し、GOGにILO条約およびリマ宣言の尊重と、GPSUとの会合および交渉完了を訴えることを命じる。

第25号決議：労働組合権の侵害

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

ガイアナ公務労組（GPSU）は、現時点までの展開を考慮しながらILOによる2187号案件の調査続行と完了を要請するよう書記長に指示する第20号決議案を提出したが、

賃金、給与、手当の交渉を続けることを拒否し、憲法で定められる公務上訴裁判所を任命せず、憲法と法律に違反したやり方で昇給を押し付け、拘束力のある合意を認識することを拒否するというガイアナ政府（GoG）の侵害と乱用が続いていることを注視する。

ILO委員会の調査が休止状態であることを注視し、

GoGがILO第151号条約、ガイアナの法律、法的拘束力を持つ労働協約のもとでの義務を守るよう求めることを訴え、

ILOに第2187号案件の解決を訴えることを書記長に命じる。

第26号決議：ディーセントワーク

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

ガイアナ協同共和国はディーセントワークアジェンダに署名したが、

これが、各種法律、条約の概要として、ガイアナ政府に労働者の権利尊重を命じるものである一方、

学校制度においては、1日4時間の労働契約を結んだ労働者の分類が存在することを認識し、

これらの労働者が実際にフルタイム以上（通常の8時間を上回る時間数）の労働に従事していることを注視し、

これらの労働者が、労働時間に対して適切な報酬を得ておらず、他の職員のような年次休暇や社会保障、有給休暇を享受していないことを注視する。

また、2013 年の GPSU による代表の後は、内閣は、民間部門ではなく公共部門に属するこれらの労働者に、最低賃金命令に従うものの、公共サービスの最低賃金には見合わない賃金を支払うことを決定したが、

この決定がなされたにもかかわらず、実施はされなかつたことを認識し、

代表がなされてもこの状況が続き、政府は状況への対処を拒んでいることに留意し、

PSI 加盟組合に、これを非難し、政府にディーセントワーカージェンダの一部を成すさまざまな法律と条約を尊重するよう求めることを訴え、

PSI 書記長に、この状況を非難し、政府にディーセントワーカージェンダを尊重するよう要請することを命じる。

また、書記長に、ガイアナ政府にこれらの労働者をフルタイム労働者と認め、フルタイム労働者に認められる利益を与えるよう求めることを命じる。

第 27 号決議：連帶

**2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第 30 回世界大会は、**

2016 年 7 月 15 日に発生したトルコのクーデター未遂事件は、1 日後に鎮圧されたことに留意する。だがこのクーデターの脅威を言い訳に、AKP（公正発展党）政権は 3 か月の非常事態宣言を発し、その後も 9 か月延長した。AKP 政権は、この機関に法の支配の条件をまとうことなく、不当な行為に乗り出した。その不当な行為には、選挙で選ばれた国会議員や市長、批判的なジャーナリスト、弁護士、学者、公務員の監禁、拘束、威嚇、脅迫が含まれる。人民の意志で結成されたトルコ大国民議会は機能停止に陥ったため、緊急事態の適用により、トルコは政令で統治される独裁政治へと変貌した。政令で公布された宣言は、公共部門サービス労働者に最も大きな影響を与えた。今日までに 110,971 人の公共サービス労働者が解雇された。公共サービス労働者数千人が監禁され、数百人が逮捕された。この数は新たに出された政令でさらに増えると思われる。退職金を受ける資格のある労働者の年金受給プロセスは、できるかぎり延長され、離職手当も任意に停止されている。使用者にも圧力がかかっているため、公共サービス労働者が新たな仕事を見つけ、生計を立て可能な限りは限られている。

PSI 加盟組合（SES、BES、Tüm Bel-Sen、ESM、Yapı Yol-Sen）のメンバー 1,539 人が解雇され、73 人が逮捕され、40 人がまだ拘束されていることを非難する。AKP 政権により、メンバーとディレクターが裁判所の決定に基づく調査もないまま解雇された。このプロセスは自衛権、無罪の権利、公正な裁判を受ける権利などの基本的原則を侵害している。現在の組合規制は適切ではあるものの、解雇されたメンバーが選挙で選ばれた組合事務所で職についたり、立候補したりする権利には政府が介入している。公式文書によると、政府は組合理事会において、選挙で選ばれた組合代表に圧力をかけていることが示唆される。

この状況から、書面の規則をすべて無視することにより、国家サービスにおける県の機関内で組織される PSI 加盟組合の団結権を破壊する目的があることがわかる。AKP 政権は、国際的な合意文書（欧州の世界人権宣言、ILO 条約、欧州社会憲章）、トルコ共和国憲法、公務員法 No.657、公務員組合法 No.4688 に違反することで、メンバーとディレクターを標的にしている。AKP 政権は組合を妨害し、基本的組合権の行使を阻止している。AKP 政権は、公共機関の反対派壊滅を目的とした行動を拡大することで、「クーデターに対する闘いという名の下」、クーデター未遂から利益を得ている。

法的闘いを続行し、メンバーとディレクターの法的プロセスを支援し、メンバーに約束した賃金が確実に継続的に支払われるようにして、社会的な権利を奪い、職の保証と労働者階級の数十年にわたる闘いを脅かす AKP 政府に負けずに生きるために、国際連帯が必要となることに留意する。

PSI、EPSU、世界の労働組合運動によってすでに実現した支援とアクションを歓迎する。そして、

この文脈において、以下を決議する。

1. 意見書を郵送、ファクス、E メールで AKP 政権に送り、加盟組合を引き続き支援する。
2. KESK および加盟組合との連帯のために、AKP 政府に対する抗議運動を支援する。
3. 憲法となつたメンバーおよびディレクターを支援する連帯の取り組みを援助するため、PSI 加盟組合に財政援助を検討するよう訴える。

第 28 号決議：ブラジルの司法労働者労働組合幹部に対する 嫌がらせを断固拒否

**2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

ブラジルの司法労働者の利益を正当に守る組合任務を遂行する中で、労働組合幹部が受ける嫌がらせを懸念する。嫌がらせには、例えば FENAJUD に加盟するミナスジェイラス州初級裁判所職員組合（SERJUSMIG）に対するものがある。

SERJUSMIG に対してミナスジェイラス州裁判所（TJMG）が採択した立場、ならびに労働者の権利と情報の自由を擁護する正当な権利に異議を唱え、幹部それぞれを起訴した裁定を非難する。そして

SERJUSMIG、ならびに FENAJUD に加盟するブラジルの司法労働者労働組合幹部に対する嫌がらせを断固拒否する動議を承認するよう要請し、ブラジル連邦共和国の州代表による労働者代表の不当な待遇について国際労働機関（ILO）とその他関連国際組織に連絡をする。

第 29 号決議：ブラジルの司法労働者のための 年次賃金レビューの憲法違反

**2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

1988年憲法第37条項目Xで規定されるブラジル連邦共和国の州に雇用される公務員の年次レビューに伴う違反は公共サービスの質を損ない、譲歩するものであることからこれを非難し、

ブラジル連邦共和国の州の裁判所の憲法違反に留意し、

これらの憲法違反を拒絶し、

この決議案を国内外の組織に伝えることを決議する。

第30号決議：社会保障に関するグローバルアクション

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

社会保障は世界的な課題の主要なポイントの一つであること、そしてネオリベラル政府が、労働者を覇権的な資本主義の奴隸に変える金融投機を特徴とした政策を活用し、社会全体に影響を与える社会政治的問題を増大させ、労働組合の支援のもとで苦労して手に入れた権利を侵害しながら、公的社会保障制度を再編、民営化するために行動をとってきたことを考慮し、

社会的共生を高め、社会的不平等を是正し、人々の絶対的貧困を阻みながら、病気、障害、死亡が発生した際に収入を補うことで尊厳ある生存を保証する社会保障の役割を理解し、

労働組合の闘いは、労働者に保護と安全な場を提供する公共政策の導入を奨励するものであること、そして同地域における帝国主義の前進と資本主義勢力への服従を阻止できるものは、共同アクションのみであることに留意しつつ、

この状況を目の当たりにしながら、

国家の規模を縮小させ、労働法の規制を緩和し、社会保障制度を破壊する財政調整を通じて外国資本に与し、多額の公的資金を民間部門に移行させることにより、公的社会保障制度の事実上の破綻を招いた原因であるネオリベラル政策を非難する。

社会的権利、社会的共生、平等性を実現するための闘いに関し、労働組合リーダーが、エリート支配層の覇権のもとで国家を再編しようという政府の試みに、早急かつ効果的な対応と代替策を提供できるよう、意識向上を図り、リーダーを訓練する必要があるが、その必要性と共に生じる課題を受け入れる。そして、

意見を交換し、データをリサーチし、関連法の比較分析を行い、社会保障の土台となるマトリクスを作成するために、社会福祉専門家、PSI 加盟組合で形成する委員会を発足させることを決議する。その中で、変革を起こす教育的行動において活用できる社会福祉に注目しながら、社会保障の対象を広く確保した実行かつ持続可能な制度を構築し、社会的協定を推進するための社会政策を再公式化する。

第31号決議：アジア開発銀行（ADB）、アジアインフラ投資銀行（AIIB）、 その他AP地域の多国間機関との重要な関与

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

民営化、構造改革、PPP がアジア太平洋地域諸国において、無限の財源を有する ADB、AIIB といった巨大開発銀行によって推し進められていることを警戒する。

PSI 加盟組合は、上記機関に関与し、労働者の声と懸念に耳を傾けるよう圧力をかけ、社会的価値を議論で扱おうと努める PSI-APREC の役割を評価することを留意する。

これらの機関において、国際的に受け入れられた労働基準、特に上記機関が出資するプロジェクトで雇用される労働者の結社の自由、団体交渉権、労働安全衛生を確保する機能的なメカニズムを設置することが、組合にとって極めて大事であると確認する。

アジア太平洋地域において、これらの機関に PSI と加盟組合が継続的に関与し、公共部門労働者の生活と地域社会に影響を及ぼし、組合に対しては長期影響を及ぼす政策の策定において、当該機関の役割をモニタリングすることを、強く支持する。

これらの機関の主な利害関係者である先進諸国の組合に対し、途上国の労働者との取り組みに参加し、これらの機関にプラスの変化と民主的なプロセスをもたらすよう訴える。そして、

PSIは引き続き、これらの問題を積極的にリードし、「利益よりも人々を優先」のテーマをより現実的かつ有意義なものにすることを決議する。

第32号決議：タックスヘイブン

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

法の範囲内で実施される複雑な財務計画などの租税回避は、課税基盤を蝕み、国税収入を減少させる明らかな問題を呈することを考慮し、

国際的に調整した行動のほかにも、租税回避戦略を違法にするために、各国はそれぞれ税法や規制に大幅な改革を実施しなければならないことを考慮し、

多国籍企業がタックスヘイブンを利用する問題に対する適切な対応として、政府がOECDの税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトを提示することを考慮し、

PSIも主な推進団体である「国際企業課税の改革を求める独立委員会」が、国際的な法人課税の問題に対し、多国籍企業を税金目的の単一機関として扱う提案など、革新的で公正な解決策の策定と普及に大きく貢献してきたことを考慮し、

政府と国際機関に、裕福な納税者と企業が税法と規制の精神に反する戦略を利用して行う租税回避を禁止するよう圧力をかけ、

国際的なパートナーとの協力のもと、OECDのBEPSプロジェクトの展開と実施の進捗状況を確実にモニタリングし、加盟組合に情報を提供する。同時に、立場を維持しつつ、それに応じて国際的な租税の問題を国連の保護のもとで調整し、豊かなOECD諸国だけでなくすべての国が、この問題に関するプロセスと意思決定の利害関係者となるようにする。

「国際企業課税の改革を求める独立委員会」を引き続き支援し、活動に資金を拠出する。そして、加盟組合に対し、引き続きタックスヘイブン利用の問題を改善するよう政府に圧力をかけ、国民にこの問題を知ってもらうための取り組みと行動を続行するよう要請する。

第33号決議：万人のための国際貿易発展と移民労働者への責任転嫁根絶

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

PSI加盟組合が代表する労働者を含め、世界の労働者数百万人が、仕事で国際貿易に関わり、生計を立てていることに留意する。だが、現在の世界貿易システムが不平等を助長してきたことは疑いもない。世界貿易が、多国籍企業だけでなく万人の利益に与し、公共サービスの保護を中心に据えた体制を提供するよう根本的な変革が必要である。

この大会は、貿易に関する世界的な議論と、PSIがリードしてきたTPP、TTIP、CETA、TISAその他の新世代貿易協定に対する素晴らしいキャンペーンにおいて、PSIが果たしたリーダー的役割を誇りに思う。次期大会期間は、メンバーとメンバーが属する地域社会の利害を損なう貿易協定案への反撃に、PSIが引き続き従事することが重要になる。

世界大会は、PSIが他のグローバルユニオン・フェデレーションとの協力で、世界的な労働組合運動が支持できる国際貿易の枠組みを打ち出した、世界貿易に関する労働組合アジェンダの策定に取り組むべきであると考える。

国際貿易の持続可能な未来を論ずる討論では、これが人々に与える影響も無視してはならない。国境を超えるのは財とサービスだけではない。人々もそうである。実際に、世界の多くの国において、公共サービスは移民労働者のスキルと貢献なしには機能し得なかった。

しかしながら、移民労働者は社会において攻撃や中傷的となることが多く、これは、米国大統領選挙でのドナルド・トランプ氏をはじめ、英国における EU 異議の国民投票で「離脱」派が唱えた恥ずべき嘘にも見て取れる。これは、英國の移民労働者に責任転嫁する運動であり、これが国民投票後にヘイトクライムの急増を招いた。英國政府が、英國に居住し、働く EU 市民が大いに必要としていた確信を与えようとしなかったことは受け入れがたい。こうした EU 市民の多くは、公共サービスに欠かせない労働者である。

そのため、世界大会は、

移民労働者と公共部門における彼らの労働に対する支援と連帶を改めて表明する。そして、

PSI と加盟組合は、我々を分断しようとする政治を拒否する。我々の間で連帶を強め、強く一致団結した労働組合運動を築くことが、これまで以上に重要である。

第 35 号決議：雇用の変遷

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

公共部門と民間部門の経済部門すべてが、気候変動と、ロボット工学、自動運転、人工知能その他未来の技術革新など技術の進歩によって生じた変化を受けることを認識する。これを受け、労働組合は先頭を切って、産業や政府が協働して持続可能な雇用に優先的に取り組むよう努める必要がある。

PSI は、石炭火力発電所を含むエネルギー業界の労働者を対象としていること、したがって、これらの労働者とその家族、地域社会に持続可能な雇用を提供できる、環境を汚さない公正な、雇用あふれる経済への移行を希求することに留意する。

こうした労働者と家族に寄り添い、現地労働者と住民が新たな低炭素産業、とくに再生可能エネルギー部門におけるスキルの習得、転換、向上を通じて職を確保できるような計画を支持する。

次のような気候変動戦略を支持する。

- 気候変動に対する過去の行動を土台に、より意欲的な目標を設定する
- 再生可能発電の開発を促す
- 環境負荷の少ないディーセントワークの機会を最大限に確保する
- 低炭素経済の雇用に備えて労働者を育成する
- 低炭素産業への投資を促し、対象業界の援助を求める
- 炭素集約型業界の閉鎖や雇用機会の削減で影響を受け、移行中にある労働者と地域社会を最優先する
- 地方・地域政府を関与させ、新しい電気およびエネルギーサービスを構築、運用、所有しながら、社会と地域の新たな課題に対処する
- 労働者と組合に次を表明してもらう
 - 気候変動への対応を、地域の開発戦略に合致させる
 - 労働権と人権を尊重する
 - 個人とコミュニティの社会的保護を確かにする
- 世界の炭素排出量を、地球の気温上昇を産業革命前と比べて 2 度以内の上昇に抑える 2015 年のパリ協定に沿って削減する（1.5% が望ましい）

すべての国の政府に対し、世界の産業に影響を及ぼす革新的な成果を達成するために移行が必要な、発電所、鉱山、その他産業の閉鎖によって影響を受ける労働者とそのコミュニティに注意を払うことを重要な懸案事項とするよう求める。そして、

気候変動は要因の一つに過ぎず、他の業界は、今日そして今後も大きな適応を必要とする他の作用を受けていること、よって次のことが必要になることを認識する。

- 年配の労働者が、次世代の若年労働者を指導、訓練できるようにするなどの革新的な構想を導入すること
- 政府と使用者は、労働者の引き止めと再雇用、再訓練に努め、そして最終的には、人員整理において公平性と尊厳を確保すること

第36号決議：ヘッジファンドとプライベートエクイティファーム

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

過去10年にわたり、ヘッジファンドのマネージャーが攻撃的な策略で各国の公的年金基金を説得し、公的年金資金数千億ドルを、投資家に並外れた収益とリスク保護を約束するほぼ無規制の高額投資手段であるヘッジファンドに投資させたことに留意する。

さらにプライベートエクイティファームは、従来の公共サービスに代わるものとして、負債を返済するための数百万ドルを無条件に提供し、エクイティファームが選んだサービス提供会社との提携を説得し、受け入れてもらうことにより、劣化したインフラを立て直す約束を都市や国々に提示してきたことを認識する。

米国ニュージャージー州水道事業をめぐる企業買収後、水道料金が30%以上値上がりするなど、多額の料金を請求することで納税者を犠牲に公共サービスを買収するプライベートエクイティファームを非難する。費用の増大の大部分は、企業への多額な収益となっている。水道においてはエクアドルからインドネシアまで、粗悪なサービスと多額の費用を伴う同様の民間買収が生じている。

ヘッジファンドについては、いくつかの報告書で、ヘッジファンドは大きな金銭的利益はもたらさないことが示されており、収益率も不振である。よって、何十億ドルもの公的年金基金が投資収益の回収に充てられていることを認識する。

組合と公務員年金基金は、不採算、リスク増、高額の手数料を理由に、労働者の老後の資金をヘッジファンドに投資し続けることが果たして信託的に道理にかなっているのかを問い合わせていることを認識する。

- 英国ではRBSグループ年金基金が現在および以前のロイヤルバンク・オブ・スコットランド従業員の年金を管理しているが、英国で最も大きな年金基金の1つである同基金は、ヘッジファンドへの投資から撤退している。リスク削減戦略の一部であり、これが、投資ベンチマークの達成を助けた。
- オランダでは、年金基金のPFZWがヘッジファンドから完全に撤退したことを発表したが、その理由として運用不振、高い費用、複雑さを挙げている。
- カリフォルニア州職員退職年金基金（カルパース）は、ヘッジファンドに最初に投資した年金基金の1つであるが、2014年にヘッジファンドのポートフォリオをゼロにし、40億ドルの投資を撤退させた。その理由として高額なコストと運用不振を挙げている。

PSIと加盟組合は、インフラが劣化しつつある都市の公共サービス組織と共に、プライベートエクイティファームによる買収の脅威について情報提供することを決議する。

PSIと加盟組合に、公共部門の年金基金マネージャーと共に、ヘッジファンドの運用不振が何を意味するのか、それが年金基金の受託者や利用者にどのような影響を与えるかについて、意識向上を図るよう求める。

公的資金がプライベートエクイティファームやヘッジファンドに転用されたケースの公的な報告書全文など、両者の透明性確保を向上させるよう PSI に訴える。

費用が低く抑えられ、より効果の高い分散型のアプローチを考察するために、公的年金基金に関して資産配分の見直しを行うよう PSI に訴える。これには過去におけるヘッジファンド投資の純業績の全分析、手数料の低い代替策の比較などが含まれる。

PSI が、法制上の変化を支持し、ヘッジファンドの資金受け入れの悪用から公的年金基金を守るために監督を行うことを加盟組合に促すことを決議する。これには優れた収益の約束と下落時の保護を約束しつつも、富を納税者と労働者から、裕福なヘッジファンドのマネージャーに移行するにすぎない例がある。

第 37 号統合決議：公共サービスと公共サービス労働者の拡充で 災害に強い社会づくり (前第 37 号と第 38 号決議案を統合)

**2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第 30 回世界大会は、**

気候変動を大きな原因として、世界中の国々で、地震、津波、洪水や台風・ハリケーン・サイクロンなどの自然災害が頻発し、疫病の流行の危険など、その深刻度はますます増大していることを認識し、

自然災害にあたっては、防災、救急支援、復旧、復興のいずれの場面においても、国や地方自治体行政、消防、救急救命、軍隊、警察、水、医療や福祉、教育、運輸、通信など、公共サービスおよび公共サービス労働者の労働組合が果たす役割は非常に重いことを認識し、

公共サービスおよびコミュニティの被災リスクを無くすことはできないかもしれないが、安心で安全に働き暮らすことのできる社会をめざして、「PSI の災害対応ガイドライン」の普及を図り、組合による計画と活動の基礎として活用し、ともに行動する。

PSI と加盟組合に対し、ファーストレスポンダーが自然、人為的災害と疾病の蔓延への備えを向上させるために必要とする資金、資材、人員、訓練を確保するために、国家政府と地方政府にその必要性を引き続き強い立場で呼びかけ、要求するよう訴える。そして、

緊急事態従事者のグローバルなネットワークの創設をはかり、地域へのサポートを提供し、すべての市民が「質の高い公共サービス」を享受できるような取り組みを行う。

第 41 号決議：保健部門における職場の安全

**2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第 30 回世界大会は、**

PSI 行動プログラム（PoA 2018-2022）では、労働安全衛生の向上や職場の暴力の根絶への注目など、保健・社会サービス部門における主な労働安全問題を取り上げたことに留意する。

ヘルスケアワーカーは、職場の暴力の発生を制度上報告しにくい現状があり、場合によっては使用者の方針に盛り込まれている場合があることを注視する。

医療の職場のリスク要因は、既存のヘルスケアワーカーの安全と健康を脅かすが、十分なヘルスケア労働力を維持する必要がある採用・引き止めの有資格者にも、深刻な課題を突きつけることを認識する。

PoAではジカ熱やエボラといった感染症が国際的に大流行したときの悲劇的状況や、想定外のストライキ、大流行に対処する能力をもたなかつた断片化した医療制度を取り上げたことを注視する。エボラ危機では、労働者は安全衛生が劣悪な状態で、毎日死と隣り合わせで患者のケアにあたった。少なくともヘルスケアワーカー500人が亡くなったと推定される。

情報と専門知識のネットワークをつくるために、PSI 加盟組合は経験とベストプラクティを共有し、安全リスクの意識向上を図り、予防または介入方法、加盟組合に対する使用者の慣行についてリサーチを取りまとめることを理解する。

世界の紛争地帯では、病院、救急車、患者、医療関係者に対する激しい攻撃が生じていることに留意する。軍隊、民兵、戦闘員は、負傷した一般市民に公平な治療を提供することを拒み、医療機関を侵攻、攻撃、悪用してきた。さらに、医療機関への輸送を攻撃、妨害し、負傷した一般市民を治療する医師を拘束または処罰したことに留意する。こうした事件は、人権に関する規範と基準、医療倫理、そして人道的原則として医療の中立性を確立させたジュネーブ条約を標的に故意になされた行為である。

加盟組合が職場の安全の問題（適切な安全保護装具、リスク低減のための訓練、職場の安全監査人など）を団体交渉プロセスにどう盛り込むことができるのかについて、加盟組合に明確なガイドラインと具体的な訓練を提供するよう PSI に求める。そして、

PSI が、病院、診療機関、医療関係者への攻撃が発生するたびにその行為を非難すること、医療中立性の原則尊重を率先してすべての人々に呼びかけていくことを訴える。

第42号決議：地域・地方政府（自治体）の財政的な持続可能性

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

地域・自治体政府（LRG）が、地域社会の重要な一部であることを認識する。LRGは、廃棄物管理、道路のメンテナンス、その他地域社会サービスなど、市民としての我々が大きく依存するサービスを提供している。

政府が、財とサービスを効率的に持続可能なやり方で提供するという義務を果たすためには、財政的な持続可能性が前提条件である。これ以上財政的な困難のために自治体や地域の崩壊を招く余裕はない。

地方政府支出の増加は、それ自体は問題視されるべきではないのだが、LRGサービスの需要に対する収入が追いつかない状態が現在の水準で続くと、全員が損をすることになる。

この解決においては、市民が地方政府が提供するサービスの資金源を知っているか、どのように捉えているかが鍵となる。公的な租税は、民間企業への利益に与することが多い。このことは、透明性と公平性が欠如し、市民の信頼と、納税義務に従う意欲が削がれることにもつながる。

LRGは、地方政府のサービスに対する需要と、その需要に応えるための収入の関係性を再設定するための措置を十分に導入すれば、利益を受けることができる。透明性とアカウンタビリティを高めることで、地方政府のサービスの増大と、増大するサービスに資金を提供しなければならない収入との関連性を市民が理解しやすくなる。そして、それにより市民の信頼、満足感、意欲が高まる。

料金とサービスは、確立された経済原則によって課されることが大事であり、自治体が債務を返済する能力について、経験に基づく確かな証拠を確保することが重要になる。

次のことを決議する。

1. 地方税は主に、地方政府のサービスに資金を提供するために活用すべきである。地方税は、サービスに対する料金ではない。
2. 補助金の水準には正当な理由が必要であり、納税者や利用者に明確に伝えなければならない。提供されるサービスの実際の価値に対し、地域社会の意識を高めるために、補助額は領収証、ならびに補助の対象となった財とサービスが提供された場所に表示するべきである。
3. 政府上層部には、地方税基盤を締め出さないよう求める。
4. 税率上限は、収支の関係を損ない、財政効率と持続可能性を低下させるため、設定させるべきではない。
5. 料金と手数料の規制は、収支の関係を崩すため、サービスの性質に基いて慎重に評価すべきである。そして、
6. 財政援助交付金は、中央政府当局が政治的な介入なく配分すべきであり、予測可能かつ持続可能な収入源と関連付けて考えるべきである。

第43号決議：エネルギー

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

エネルギーは、社会経済的発展に重要な要因であることに留意する。

規制緩和と民営化はどのような形態であっても、生活条件と労働条件の悪化につながり、労働者の社会的権利を損ない、賃金低下と雇用喪失を招くことをさらに留意する。

エネルギーの利用は、すべての人々にとって重要であること、ならびにエネルギーは環境を汚さず、再生可能で、良い雇用を生むものでなければならないことを認識し、エネルギーを商品として扱おうとする立場を全面的に拒否する必要があることを再確認する。

エネルギー関連協会 DAE-SOS Futur の一員として、エネルギーを享受する権利を求める闘いに尽力する。

PSIができるだけ多くの国際組織に介入し、他の社会運動とともに取り組むことで、「エネルギー貧困」と闘い、すべての人々にエネルギーを享受する権利を確保するための国際的な行動を増大させる必要があることを再確認する。そして、

PSIと加盟組合は、以下の目的を追求することを要請する。

- エネルギーを享受する権利を基本的人権として認識するために取り組む。
- 世界における極度のエネルギー貧困と闘うための行動をとる。

以下の方法を用いて取り組む。

- 水の権利に対する取り組みと同様に、エネルギーを享受する権利を基本的人権として認識させる国際的なキャンペーンに参加する。
- 主要国際機関、政府、鍵となる市民社会組織との連携のもと、実用的で建設的な提案を策定する。
- 世界エネルギーデー、ならびに国連によるエネルギーを享受する権利の認識を進める。

第44号決議：オーストラリアにおける職業教育訓練と 電気技師実習生の保護

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

電気技術産業では、エネルギー部門の現在の需要と変化する技術に応えるため、認可電気技師の需要が依然として高いことを認識する。しかし、現在そして将来の実習生の教育・訓練するためには、質が高く手ごろで利用しやすい教育を可能にする、公的な職業教育訓練（TAFEなど）の保護が必要になる。

世界大会は、全米電気工事業者協会（NECA）とマスター電気工事業者オーストラリア（MEA）が暴いたような、訓練費用を実習生とその家族に転嫁しようとするイニシアチブを非難する。一部の事業者グループは、実習生と電気取引を攻撃する訓練手法を支持し続けている。これには以下のようなものがある。

- 実習生の最低賃金引き下げの試み
- 電気技師免許の規制緩和と希薄化
- 「柔軟な学習環境」導入の試み。電気技師の実習生は監督者不在で好きな時間に有料でオンライントレーニングを受け、各々実習体験を行うことになる。

エネルギーの公共部門に属する労働者はPSIが対象とする労働者であり、PSIは労働者とその家族が手頃で質の高い訓練を利用できるようにするために尽力することを認識している。

よって、職業教育訓練の市場競合は根本的に欠陥がある概念であることから、職業教育訓練部門をすべて市場の力に委ねるべきではないことを断言する。

以下を支持する。

- 政府（国家および連邦）は、すべての人々が確固たる公的職業教育訓練制度を利用できるようにするため、TAFEへの資金拠出を回復／維持／拡大すべきである。
- 政府の資金拠出額は、競争可能な資金額の30%を上限として定めることを支持する。これにより、公的資金に支えられた教育の重要な役割が適切に認識、支持され、持続不可能な民間訓練市場の拡大にブレーキをかけることができる。職業教育訓練資金の残り70%は、自動的に公的資金による職業教育訓練に向けられることを支持する。
- 手頃な職業教育訓練を提供することによる公正な利用を支持する。
- オーストラリアETUによる「ハンズオファウトレード（我々の取引に触れるな）」を次によって支持する。
 - 高額で理不尽な費用を使用者から実習生とその家族に転嫁することに反対する
 - 実習生の最低賃金引き下げに反対する
 - 電気技師認可の取引を規制緩和し希薄化させる試みに反対する

第45号決議：西地中海地域の公共サービス労働組合ネットワークの形成

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

「アラブの春」として知られる蜂起は、ほぼ失敗に終わり、その後抑圧、紛争、クーデターなどの悪夢が続いたことを悲観し、

仲間であるUGTTが果たした優れた役割のおかげでチュニジアがこの惨事を免れ、蒙昧主義と衰退の罠を回避することに成功したことを喜び、

「春」が「シベリアの冬」に変わり、数百万の人々（男女、子供）が、戦火と処刑、迫害、死を逃れて陸路、海路で移動したことに留意し、

こうした難民の扱い方に関する EU 加盟国での議論が、ナショナリズムを助長し、EU の基盤となる価値と考えに背を向ける形となつたことを遺憾に思い、

ジュネーブ世界大会に提出する一般決議案で打ち出されるとおり、労働組合運動は、難民受け入れだけでなく、受け入れ国での生活条件に関する議論において、果たすべき役割を有することを確認し、

したがって、地中海の北側および南側沿岸の労働組合は、移住、民主主義化、公共サービスといった共通の関心事を有することを確認し、

西地中海地域の政府は、アラブ・マグレブ連合 5 カ国（モロッコ、モーリタニア、アルジェリア、チュニジア、リビア）と北側沿岸諸国 5 カ国（ポルトガル、スペイン、フランス、イタリア、マルタ）が参加する 5+5 対話（5+5 Dialogue）として知られる協力ネットワークを結成し、これら諸国の外務大臣による年次会合に加え、若者、持続可能な開発、教育、慣行などの問題に関する対話と協力を推進するグループを結成したことに留意し、

労働組合、特に公共サービス労働組合は、移民と一部の国の分権化イニシアチブなど直面する課題に対処するため、そして、公共の福祉と「共生」という公共サービスの本来の役割を念頭に置きながら、この先行事例に継いで地域版も組織することが適切であると思われることを確認し、

5+5 対話に沿った公共サービス労働組合ネットワークの形成は、両海岸の人々を近づける一歩として役立つこと、そして、そうした財産は、将来の協力関係構築に何よりも重要であることを確認する。このネットワークは、ギリシャの労働組合を含めるなど、必要な時に必要な範囲で拡大することができる。

こうしたネットワークの実行可能性と永続性を確かなものにするために、その基盤を PSI のような確固たる国際機構に置く必要があり、さらに、このネットワーク創出に関心を示すのは PSI 加盟組合である可能性が高いことを把握する。

世界大会に対し、このネットワークの創出を援助し、その運営に必要な資金の特定と話し合いを PSI 書記局に命じることを求める。

第 46 号決議：MENA 地域

2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第 30 回世界大会は、

以下の点に留意する。

- MENA 地域は、国民の生活を脅かし、国を不安定にし、国境（特にシリア、イラク、イエメン、リビア）を断絶させる深刻な安全保障、政治、経済、社会問題に直面している。
- 独裁的な治安警察勢力とイスラム過激派の反革命の重圧の下で衰退したアラブの春は、シリアとエジプトでは抑圧的な政権を持続させ、イエメンとリビアでは残酷な紛争の幕開けにつながった。バーレーンでは、支配政権が湾岸の隣国から直接軍事支援を受け、暴力的な民衆蜂起の間も権力を保持し続けた。こうした展開はすべて、とくにアルジェリアなど、アラブの他の抑圧的政権に自己満足の感覚を与えた。
- イラン、サウジアラビア、トルコといった地域の主な敵対勢力が助長する逊ニ派とシーア派の宗派衝突激化は、イスラム国やアルカイダ、その仲間が指揮するイスラム原理主義テロリズムの増大と、かつてない形で運動した。
- こうした紛争の背景には、同地域の情勢に対し、数十年間国際的な介入が続いていることがある。

さらに、以下に留意する。

- アラブ諸国の政権は、労働組合、特にアラブの春に参加した独立組合を弾圧した。政権は、脅迫、抑圧、法律の実施または改正、労働組合費の徴収禁止を通じて、さまざまな方法で労

労働組合の自由を取り締まり、アラブの春と並行した独立労働組合の出現と広がりを特徴とする現代で最も重要なアラブの組合現象をできるかぎり根絶しようとした。こうして、エジプト、アルジェリア、ヨルダン、バーレーン、パレスチナ、リビアで、反組合的行動の増大が確認されるようになった。

- 労働組合の自由に対する圧力は、腐敗が蔓延する状況の中、独裁政権が労働者と貧困層の利害に反するネオリベラル政策を適用し続けたこと、そして、質と量の両面で公共サービスが低下したこととも結びついた。アラブ諸国は、若者の失業率が群を抜いて高く、女性の雇用率も極めて低い。
- モデルとしたアラブの政治システムは、世襲制度と縁故主義、クローニー・キャピタリズム（縁故資本主義）を組み合わせたものである。希薄または存在しない法の支配を背景に、公共財産が奪われ、公的機関において官僚機構の膨張が助長されている。

よって以下を決議する。

- 1- 同地域を対象に、以下の新しい戦略を策定する。
 - 独立労働組合、そして独立労働組合の設置を望む労働者が現在の状況に抵抗し、生き延びるための援助、そして圧政と闘い組合員の利益を守るために組合員の能力を開発する取り組みを優先する戦略。この文脈において、独立労働組合現象を、守るだけでなく、補強し、地域全体で推進すべき進歩的現象として扱う。
 - 他の加盟組合、特に、自組織の民主性、独立、効果を高めるために取り組む加盟組合を支援する戦略。
 - 女性は、生活と権利に関する原理主義者の考えによりさらなる脅威に直面することから、労働組合内はもちろん、雇用と社会において、広く男女平等の問題に特別な注意を払い、過年度の成功を土台に取り組む戦略。
 - 国際連帯の枠組みにおいて、北側と南側の組合を共同の活動に参加させながら、「北側からの資金で南側のために訓練」という図式に基づいた古い概念を離れてプログラムを策定する。つまり、体験を共有し共同の運動を計画するために、北側とアラブ地域で会合とイベントを開催する。
- 2- 国連と国連安全保障理事会に、決議の実施や新たな決議の採択を通じて、ならびに交戦国への武器流出を禁じることにより、同地域の危機に対する政治的な解決策に向けた努力を投じるよう求める。
- 3- 同地域の紛争国、さらに米国、ロシア、その他かつての宗主国などの加盟組合に、自国政府に圧力をかけるよう求め、同地域の市民の安全と利益に害となる介入を止めさせる。
- 4- アラブの政権に対し、労働組合への圧力行使を止めること、労働組合の自由を尊重すること、国民のために社会正義と質の高い公共サービスを確保する社会経済政策を実施することを求める。
- 5- 「アラブ地域のために PSI 小地域事務所に最大限の支援」を求める前大会の立場、並びに独立した民主的な労働組合を設立するための取り組み、特にアラブの労働組合運動が直面する危機の悪化と課題の増大を考慮する取り組みを繰り返し訴える。

第 47 号決議：韓国国民のろうそく集会を基盤に

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

労働組合への攻撃と続く民主的権利の悪化を特徴とした保守派の支配が数年続いたが、韓国国民と労働者階級の人々は、今年はじめ、大規模なろうそく集会を通じて朴槿恵政権を退陣させることに成功したことに留意する。

韓国の PSI 加盟組合をはじめ、韓国の労働組合が、逆進的な労働政策や公共部門政策に対してストライキをはじめとした行動をとったことが、ろうそく集会の大きな足がかりとなり、運動に火をつけ、維持したことに留意する。

韓国における先ごろの闘いで見られたような、PSI や他のグローバルユニオンとその加盟組合による国際連帯の重要な役割を認識し、朴槿恵政権の退陣は、世界的な労働運動の勝利であることを強調する。

韓国の組合が、公共部門を強化し、組合の組織化を拡大し、労働組合権の保護を充実させ、より平等で民主的な社会を創出するために、朴政権退陣でオープンしたソーシャルスペースを活用している事実を称える。

世界で右翼ナショナリズム、ポピュリズム、排他的政策、民衆的権利と労働権への攻撃拡大といった、一般的な傾向に前向きな代替策を代表するために、こうした展開を理解する。

KCTU 会長の投獄、韓国政府が韓国公務員組合、韓国教員組合の法的地位を否定し続けていること、消防隊員の団結権、その他特に公共部門の労働組合に課された制約といった深刻な問題が残ることを把握している。

しかしながら、韓国新しい政治情勢では、こうした分野で進展の機会を生むことを認識する。

したがって、世界大会は

上記の問題を直ちに解決し、朴政権時代から残る社会悪を根絶することを韓国政府に求める。

労働組合権を全面的に確保し、組合保護を公共部門の不安定労働者に拡大し、民営化と自由化と闘い、質の高い公共サービスを拡充させるために、現行の韓国 PSI 加盟組合の闘いに対する支援を続け、連帯を表明することを PSI 書記局と加盟組合に求める。

効果的な新しい組織化形態と、右翼ナショナリズム／ポピュリズム、排他的政策と闘う集団的戦略を策定する目的のもと、韓国で最近行われたろうそく集会のような新たな大衆闘争の形態を団体として分析し、体験を共有すること、労働者の力を養い、公共部門を管理できるようにすることを、加盟組合と世界の加盟組合に訴える。

世界的な政治経済動向が各国の公共部門に与える影響について明確な理解を促し、加盟組合間の交流を円滑にすることを目的としたリサーチに資金を配分することで、こうした取り組みを支援するよう PSI 書記局に求める。

第 50 号決議：市民に質の高い公共サービスを提供する 独立パレスチナ国家

2017 年 10 月 31～11 月 3 日にジュネーブにて会合する
第 30 回国際公務労連（PSI）世界大会は、

以下の点に留意する。

- 続く占領に加え、今日、中東和平に対する最大の脅威は、米国のドナルド・トランプ大統領とイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相の第 1 回会談からわかるように、イスラエルと米国政権が二国家解決を放棄したことにある。
- 米国とイスラエルの動向は、2016 年 12 月 23 日の国連安全保障理事会が 2334 号として採択した重要決議を受けて明確になった。この決議は、あらゆる入植活動の即時停止を求め、1967 年以降の入植すべてを違法と考えるものであった。この決議は、イスラエルとパレスチナという 2 つの民主的国家が、安全で承認された国境の中で平和に、隣接して共存するという二国家解決のビジョンに再度触れるものであった。
- 国連安全保障理事会の決議にもかかわらず、イスラエル政府は東エルサレムを含み、パレスチナ占領地の存続を不可能にする入植政策を加速させている。

- ガザは未だ封鎖が続き、人々はさまざまなレベルで社会的苦痛を味わっている。特に健康面での苦痛は深刻で、イスラエル政府は、パレスチナ人が治療を受けるために国境を超えることも阻止してきた。

以下に留意する。

- PSI はすでに過去の決定で、中東の持続的な平和は、パレスチナ人の正義と自決に基づいてのみ実現し、安全なイスラエル国家に隣接して共存する、存続可能なパレスチナ独立主権国家の樹立で頂点に達するという強い信念を再確認している。
- PSI は、「質の高い公共サービスを求めて」という主要スローガンは、パレスチナ独立民主国家が実現しないかぎり、パレスチナのような国には適用できないと考える。国家が民主的なメカニズムを通じて、外国の影響を受けず独立して自決することができないかぎり、質の高い公共サービスは不可能である。

よって世界大会は以下を決議する。

- 「すべての市民に質の高い公共サービスを提供する民主的かつ独立したパレスチナ国家を求めて」というスローガンを掲げる。
- 加盟組合が自国政府と共に、国連安全保障理事会の 338 号および 242 号決議に加え、2334 号決議を実施するよう政府がイスラエルに圧力を行使すること、ガザ地区の封鎖を解除する圧力をかけることを加盟組合に求める。
- 上記のスローガンのもと、パレスチナのための具体的なプロジェクトを実施し、その一環として PSI の国際総会を開催し、国際キャンペーンにつなげる。国際総会は、次の問題に焦点を当てる。
 - 占領とそれが公共サービスとパレスチナ人の状況に与える影響
 - パレスチナ当局の社会経済政策、および質の高い公共サービスにつながる政策の策定
 - 質の高い公共サービスと、それが民主主義の確立に果たす役割
 - 民主的で独立したパレスチナ国家の樹立に国内外の労働組合が果たす役割
 - 法律と慣行における労働基準と労働組合権
- PSI 指導部に対して、これらの問題の調査を目的としたパレスチナとイスラエルへの調査団を組むこと、そして同地域の公務員労働組合運動を強化するためのプログラムを勧告することをさらに要請する。

第 52 号決議：2015 年反テロリズム法

2017年 10月 30 日～11月 3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第 30 回世界大会は、

以下を考慮する。

- 2015年6月、カナダ政府は2015年反テロリズム法（C-15）を採択した。
- カナダの現与党である自由党は、当選したら同法の最悪の要素を無効にするとの警告とともに、この法律を全会一致で支持し、現在法改正を実施している。
- 反テロリズム法は、表現の自由、集会の自由、個人の安全、非合法的な捜査からの自由、任意逮捕からの自由など、カナダに住むすべての人々の市民的自由と民主的自由を深く脅かすものである。
- 反テロリズム法は、「国家の治安」に対する脅威を、重要インフラへの妨害活動や経済、金融の安定に脅威となるものなどと定義している。これにより、争議行為やその他正当な形で異議を唱えた労働組合や活動家は、不当な監視と犯罪扱いを受けやすくなる。

- 反テロリズム法は、カナダ安全情報局（CSIS）に、個人情報を収集、共有し、適正な手続きを踏まえず拘束する全面的な権限を与え、CSISの権限を大きく変化させる。また、刑事司法制度で現在保護されているカナダ人の権利を覆すものである。
- 議会に強力な国家治安監督委員会と確固たる包括的な見直し機関がないため、この法律の結果、人権侵害が発生する恐れがあることを我々は懸念する。
- 反テロリズム法は、カナダにおいてマイノリティと社会の主流から取り残されたコミュニティを標的にすることで、恐怖の文化を作り出し、テロ行為を防ぐのではなく、紛争中の政府の政策に対する正当な異議を黙らせるものである。

以下を決議する：

- 意見書、メールの緊急要請、ソーシャルネットワークを通じた暴露などにより、2015年反テロリズム法（C-15）に全面的に反対するカナダの労働運動の取り組みすべてを支援する。
- この法律により、言論の自由、集会の自由、人権、民主主義の侵害が避けられない場合は、カナダ政府に強い反対を示す。
- 反テロ法が、右翼政権の政策に対する正当な異議を黙らせるツールとして利用され、マイノリティと社会の主流から取り残されたコミュニティばかりを標的とし、労働者としての連帯を脅かし損なうことを同様に懸念する労働組合と市民社会グループと共に取り組むために、カナダの労働運動を積極的に支援する。

第 53 号決議：コロンビアの平和を求める

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

FARC-EPとコロンビア政府の交渉の末に、「武力紛争の停止と安定した持続的な平和を求める一般協定」の署名がなされたことに満足を表明する。この協定は、近代的で参加型の共生社会の創出を妨げ、成長を妨げ、少数の超富裕層と、質の高い公共サービスを利用する機会のない貧しい大半の国民との格差を広げ、国の奥深い部分に根ざしていた、50年に渡る国民同士の武力紛争に終止符を打った。

この歴史的な成果を認識しつつ、世界大会は支援の立場を誓い、社会正義の擁護と平和で民主的な社会の維持を図りながら和平を実現するうえでコロンビアの労働組合が果たす重要な役割を支援するよう世界の加盟組合に訴える。

PSIはまたこの協定の遵守に関するコロンビア国会での議論が政治的動搖の中でなされ、それが新たな紛争を導く脅威となること、FARCと政府の協定を完全に実施し、遵守を約束するため必要な法律の整備を妨げる可能性があることを懸念と共に留意する。

この文脈において、PSIは署名者および特にコロンビア国会に対し、可能な限り幅広い全国規模の対話の雰囲気を醸成し、労働組合を含む国の代表的勢力すべてを招集して、上記の協定の十分で確かな枠組みを作る提案に前向きな対応を示すよう訴える。協定は、コロンビア国民にとって何より価値の高い平和を決定的に守るものであり、上記の枠組みにより、特に50年以上にわたる武力紛争で最も打撃を受けた人々のために、包括的で普遍的、かつすべての人々を受け入れる、民主的な公共サービスを前進させる。

第 55 号決議：加盟費

**2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日にスイス・ジュネーブにて会合する
国際公務労連（PSI）第 30 回世界大会は、**

PSI が 2012 年の世界大会以降、税の正義、貿易、民営化、持続可能な開発、移住、部門といった分野で始めた様々なネットワークに留意し、

PSI のプログラムのすべての分野で、政策、リサーチ、キャンペーン、通信、アドボカシーの取り組みが増大したことに留意し、

2012 年以降、PSI の財政状態は多額の節約と効率性向上により安定していることに留意し、

世界では政治情勢の複雑さが増し、公共部門労働者がその労働条件と労働組合権、質の高い公共サービスを維持、擁護するのであれば、公共サービスと労働者に対して世界的に高まる攻撃に対処しなければならないことに留意し、

多くの PSI 加盟組合の困難な政治状況と財政情報を認識し、

PSI 本部職員は、2012 年の世界大会以降合計 2% の賃上げで、現大会期間の最初の 2 年間は賃金凍結を受け入れてきたことを認識し、

PSI 加盟費の値上げは 2008 年以降 2 度のみ、合計 6 ヨーロセントの値上げであり、過去 2 年間は 95.5 ヨーロセントの現行額で凍結されていることを認識し、

利用できる世銀のデータ（2012～2015 年）によると、世界のインフレ率は 2015 年までの 4 年間で 11.6% に上り、PSI 本部所在地であるフランスのインフレ率は同じ期間に 3.4% 上昇したことを見識し、

PSI の加盟費は、他の GUF の大半と比べて大幅に低いことを認識し、

そのため、PSI 世界執行委員会に、今後の PSI 加盟費を設定する権限を委ねることを決議する。

緊急決議

第1号緊急決議：過渡的措置

**2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合した
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

大会終了時の地域執行委員会の構成はそれぞれの地域総会が開催されるまではそのままとどまることを明確にする。

新規約の下で要求される新たな選挙手順がきちんと実行されるために、そして初めての地域総会における選挙の実施に備え十分事前に報告がなされるために、必要な選挙手続きを決定するための作業部会を設置することをEBに指示する。

大会閉会時に新設されるEBのポストを埋める8名の若年労働者代表全員を指名する権限を与える。

第2号緊急決議：戦争ではなく外交こそが進むべき道であることをPSIが立ち上がり訴える時である

**2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合した
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

ここ数ヶ月、米国と北朝鮮の間の緊張は増し、高まる相互不信と挑発による危険なにらみ合いが両国間で続いている。PSIは、脅しと侮辱が核戦争の瀬戸際に我々を導きかねないことに、深く憂慮する。今こそ、PSIが立ち上がり訴える時である。

世界の国々は、米国および北朝鮮が世界秩序への脅威となる危機を引き起こすことを止めることに対し、利益を共有し、そして責務を負う。この紛争の解決には、国際社会全体の協力と共に、地域の全ての当事国との交渉に繋がる最高位のエンゲージメントおよび外交を必要とする。

北朝鮮政府は核兵器とミサイルの開発を加速、そして、これに対しドナルド・トランプ米国大統領は北朝鮮の「完全に破壊する」との脅しで応え、米国と韓国は北朝鮮に対する軍事オプションに備え合同軍事演習を実施している。

核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は、ワシントンと平壌の間で行き詰まる核問題は、世界に現存する15,000もの核兵器を廃絶する切迫した必要性を知らせる「モーニングコール」であると指摘している。

核を用いた紛争の可能性は、多くの政治的、経済的、社会的に重要な課題に直面する世界において、全ての国への脅威である。

北朝鮮に対する制裁、孤立化、脅しは役に立たなかった。この悪循環を断ち切らなければならぬ。しかしながら1994年の枠組み合意、そして再び2003年から2007年の6カ国協議で見られた通り、北朝鮮との外交は可能である。最近では2017年6月に北朝鮮外交官が、米韓合同軍事演習の実施が凍結されれば、核兵器およびミサイルの実験を凍結する意思がある旨、表明している。

本世界大会は、外交的アプローチが地域の安定を確立するに向け矛盾なくかつ当然のアプローチであり、このアプローチを追求するにおいて、韓国、日本、グアム、フィリピンなどの地域のPSI加盟組織と立場を共にする。

それゆえに本世界大会は、

北朝鮮および米国に対し、脅迫的行動、心無い言葉使い、危険な兵器実験を止め、直ちに交渉を開始することを求める。

ドナルド・トランプ氏に対し、ツイートを止め会話を始めることを求める。

地域の国々（北朝鮮、韓国、中国、日本、ロシア、米国）に対し、多国間対話に基づく外交的行動の追求を要請する。

すべての当事者に対し、朝鮮戦争を終結する平和条約の締結、および、核先制攻撃をちらつかせる米国による脅迫行為の完全なる停止を含む、朝鮮半島の平和的、完全かつ検証可能な非核化による、恒久的平和の構築に向けて行動することを求める。

南北間の経済的、文化的そして労働者間の交流を通して、両国間の関係改善を図る取り組みを支持する。

核拡散防止条約、核兵器禁止条約を含む、核拡散に係る多くの国連条約によって確立された平和のための枠組みの極めて大きな重要性を確認し、

PSIに対し、現在の対立の状況、その背景、これらが労働者に取って何を意味するかについて、韓国、米国、その他の関係国の加盟組織と共に、PSI 加盟組織とそのメンバーに対し周知・教導することを求める。

朝鮮半島および東アジア地域における平和の達成に向け、共通認識および世界の労働者にとっての戦略の構築を目標に、韓国、米国およびその他関係国の PSI 加盟組織に対し、現在の対立に関し意見の交換を図ることを求める。

瀬戸際戦術や戦争ではなく、外交および交渉が我々が進むべき道であることに固い決意を持って望む。

第3号緊急決議：サンティアゴ・マルドナドと彼の家族に正義を

2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合した
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、

サンティアゴ・マルドナドの家族に対して私たちの連帯、支援およびお悔やみを表明すること。
私たちは、この若きアルゼンチン人の死をもたらした状況について真実を見いだすための明快で透明性のある調査を行うよう司法当局に要求する。

アルゼンチン共和国は 1983 年以来完全に民主的な政治体制にあり、これはアルゼンチンの人々にとっても、世界中のどの国にとっても認める唯一の統治制度である。アルゼンチンの暮らしは市民、労働者そして組合リーダーとして私たちが支持する法律の規則のもとにある。

そのため、世界大会では、

43人の学生がアヨツィナバの町で誘拐され殺害されたメキシコや、ホンジュラス、グアテマラ、ベネズエラ及びコロンビアなど労働組合リーダーが脅迫され、殺害されている国々の状況についても抗議し、強く非難する。

2017年8月1日のアルゼンチンにおけるデモに対する弾圧に参加した者をつきとめるための検査を要求すること。過去にこの国が最も悪名高かった時期にアルゼンチンの人々を引き戻すような政策を導入しようとするあらゆる企てを私たちは拒絶し、拒否する。

アルゼンチンの人々は悲しみ、狼狽し、深い連帯の絆で結束していることを注視する。

私たちはこれらのすべての国の司法当局に対して、犯罪者を明かにして有罪判決を下すよう強く要求する。民主主義のなかにあって行方不明や暗殺がこれ以上あってはならない。

PSIと加盟組合は全員が声を一つにして、「サンティアゴ・マルドナドに正義を」を要求する。

第4号緊急決議：ラミ・オズゲン氏（トルコ）

**2017年10月30日～11月3日にスイスのジュネーブにて会合した
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

2011年から2017年までトルコ公務員労働組合連盟KESKの共同会長を務めたラミ・オズゲン氏が労働組合活動を理由に投獄の判決を受けた後にトルコを去らなければならなかつたことを認識する。この裁判所の決定は、国際的諸条約で保護されている基本的権利と自由を侵害する。

彼に対するこの判決は、労働権と民主主義のために闘うラミ・オズゲン氏をはじめ他のあらゆる労働組合員を有罪にすることを目的とするものであることを宣言する。

ラミ・オズゲン氏が現在スイスに亡命中であることを承知している。彼は健康上の問題があり、多くの困難に直面している。

こうした事実に照らして、世界大会は、

ラミ・オズゲン氏に対する連帯を表明し、書記局に対して PSI 執行委員会の指図にしたがって彼にさらなる支援を提供することを求める。

第5号緊急決議：テメル大統領を糾弾

**2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合した
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

2017年11月2日に、すべての連邦公共部門職員とブラジル国民にとって有害な暫定措置を出したテメル・ミシェル大統領を非難する。

この暫定措置は、20年にわたる投資を凍結させた憲法改正95号から派生するもので、すでに交渉された給与の再調整を先送りにし、社会保険料を11%から14%に引き上げることによって、連邦公務員が交渉でようやく獲得した合法的権利を無効にするものである。

ブラジルの公共部門職員全員に適用されることになるこの政府のイニシアチブは、公共サービスを奪い、福祉国家を絶滅させ、法による支配を死に至らしめる新自由主義ガイドラインの一環である施策を拒否する。

第6号緊急決議：エジプトにおける労働組合権

**2017年10月30日～11月3日にスイス・ジュネーブにて会合した
国際公務労連（PSI）第30回世界大会は、**

以下のことに懸念を持って留意する：

PSIに加盟しているエジプトの独立労組が、彼らを抑圧しようとするエジプト政府による絶え間ない弾圧を受けていること

労働組合活動家が、2017年9月19日に生活条件改善を求める抗議を呼びかけたことで逮捕され、投獄されていたこと

保釈金を支払った後に労働組合活動家は10月16日に釈放されたが、裁判はいまだに進行中であること

同時に、独立組合を事実上存在させないようにする条項を含む、労働組合に関する法案が11月中に国会で議論されることになっていること

こうした政治情勢のせいで、エジプトの加盟組合は PSI 大会に出席できなかったこと。

したがって、大会は

エジプトの独立労組と彼らの結社の自由の権利に対する連帯と支持を表明することを決議する。そしてエジプトの当局に対してエジプトがすでに批准している ILO 条約、特に 87 号条約を尊重することを緊急に要求する。そして

エジプトの当局に対して、エジプトの労働組合法案をそのように修正することを要求する。

第 7 号緊急決議：ナイジェリアにおける公共部門労働者の給与不払い

**2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日にスイスのジュネーブにて会合した
国際公務労連（PSI）第 30 回世界大会は、**

ナイジェリアの公共部門労働者は、36 州のうちの半数以上で、現在 3 カ月から 18 カ月間も月給が支払われていないという事実に驚かされ、

ナイジェリア連邦共和国憲法に謳われているように、労働者が労働に対する報酬を週もしくは月ごとに、遅くとも 30 日以内に支払われることを保障されることが根本的に重要であることを考えれば、ナイジェリア政府はこの義務が尊重されるようにする責任がある

そして、これは ILO の仕事における基本的原則と権利の精神と文言に沿うものであることを認識し、ナイジェリアは署名国としてこれらの原則と権利を尊重する義務がある

ナイジェリア連邦政府が 10 月に再び緊急援助資金を拠出する意向であることを発表したこと、そしてこれはごく近いうちに行われるであろうことに留意する

さらに、先に拠出された資金は労働者が十分な給付と働いた分の給与を受け取れるようにするために使われてこなかったこと、そしてこれが再び繰り返されると、今後労働者が受け取れる資金を確保することがなお一層困難になるであろうことに留意する

したがって、以下のことを行うようナイジェリア政府に圧力をかけることを決議する

1. 緊急援助資金が拠出されたらすぐに公共部門労働者の未払い分の給与の支払いに全額を充てること、その一部が他のことに振り向けられたり、州政府によって流用されたりすることのないように保証すること
2. 未払い分の給与を迅速かつ全額支払う過程に労働組合を全面的関与させること、そして
3. 今後は、公共部門労働者の月給の不払いもしくは遅配という違法な状況をなくすこと。

付録

2018年世界執行委員会に付託される決議案

第48号決議案：クルド人との連帯

PSI行動プログラムに組み込むために取り下げられた決議案

第3号決議案：公務員の独立性

第5号決議案：行動プログラムのアカウンタビリティ、
ならびに進捗状況のモニタリング

第7号決議案：賃金の平等

第8号決議案：職場におけるドメスティックバイオレンスの影響

第12号決議案：公共部門の雇用における先住民

第34号決議案：自由貿易協定

第39号決議案：保健と福祉

第40号決議案：ヘルスケアワーカーの最低人員配置強制化

提出者によって取り下げられた決議案と修正案

第34号決議：自由貿易協定

第14号決議案：国際公務員に得られる保護を緊急に向上
(第13号および第15号決議案と一つの決議案に統合するため取り下げられた)

第15号決議案：CSDP任務に携わる職員に対する
十分な雇用条件と法的保護

(第13号および第14号決議案と一つの決議案に統合するため取り下げられた)

第18号決議案：国際労働機関の規定を活用し、労働組合加盟を拡充

第19号決議案：韓国は消防隊員の労働組合権を
保証しなければならない
(第17号決議案に統合するため取り下げられた)

第38号決議案：公共サービスの充実で災害に強い社会づくり
(第37号決議案に統合するため取り下げられた)

第49号決議案：イスラエルとパレスチナ
(第51号決議案に対する修正案43を支持するため取り下げられた)

第51号決議案：イスラエルにおけるパレスチナ人労働者の権利
(この決議案は第50号決議案に対する修正案42を支持するため取り下げられた)
(注：第51号決議案が取り下げられた為、第51号決議案に対する修正案43は却下された)

国際公務労連（PSI）は世界 150 カ国の 2000 万人の公共サービス労働者を代表する国際的な労働組合連合組織である。PSI は人権を擁護し、社会正義を提唱し、万人が利用できる質の高い公共サービスを促進しており、国連機関と協力し、労働団体や市民社会団体などの諸団体と提携して活動している。



2017年世界大会で採択された決議



国際公務労連
45, avenue Voltaire
01210 Ferney-Voltaire – France
www.world-psi.org